

「令和8年度 奈良市DX人材養成事業業務委託」に係るプロポーザル審査項目表

分類	評価項目	審査項目	点数	小計	比率	対応様式・添付資料
本事業の目的、基本方針	①業務理解度	仕様書を的確に踏まえ、事業のコンセプトや基本方針、将来のビジョンが明確な提案内容になっているか。	5	5	3%	様式第4号1～様式第5号3
事業実施体制・遂行能力	②財務状況	事業者の体制が十分で、その運営が適正であるか	5	20	13%	様式第3号（4） 添付書類4 添付書類5
	③人員配置・実施スケジュール	事業計画に基づいた実現性の高いスケジュール、業務内容に応じた適正な実施体制・業務遂行能力を備えているか。	5			様式第4号1～様式第4号3
	④実績	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、本市又は他の官公庁（特殊法人、独立行政法人を含む。）の発注において、本業務と同様の事業を受託し、AIに関する講座内容を実施し、業務を完了した実績が十分であるか。	10			様式第4号4 添付書類6 添付書類7
企画提案書	⑤評価テーマ1 「事業計画の作成」	3年間の実施を見据えた中期的な視点から、より多くの就業につなげるための効果的な事業内容・スケジュールとなっているか。	15	30	19%	様式第5号1（1）
		講座内容や運営体制において、市内及び近隣市町村の企業のニーズを多角的に分析し、前例に捉われない積極的かつ自由な発想による事業内容となっているか。	15			様式第5号1（1）
	⑥評価テーマ2 「DX人材養成講座の実施及び受講生へのフォローアップ」	市内及び近隣市町村のIT職種への就業及び中小企業のDX推進に対するイメージが明確になるような実践的かつ、未経験からでも就職につながるようなビジネスでのAI活用に特化した講座内容となっているか。	15	55	35%	様式第5号2（2）
		就職意欲の高い人材やIT業界に関心があるものの未経験で踏み出せていない人材を幅広く募集するための具体的な広報戦略となっており、受講生の選定方法については、各人の就業意欲や学習意欲、ポテンシャル、資質等を見極めるような効果的な面接内容や適性テスト内容となっているとともに、十分な選考期間を設けた内容となっているか。	10			様式第5号2（2）
		講座の開講にあたって、受講生が参加しやすく、スキルをより効果的に習得できるような実施形式かつ時間帯・期間となっているか。	15			
		講座開始時から講座終了時まで一貫して受講生に対しきめ細やかなフォローアップ体制が具体的に示されており、途中で離脱しないような創意工夫がなされているか。	15			様式第5号2（3）
	⑦評価テーマ3 「求人情報提供等及び企業開拓」	受講生が自力では探しきれない、幅広いAI活用業務内容の求人情報の提供を行い、受講生自身が能動的かつ積極的に就職活動を実施できるようサポートするものとなっているか。	10	30	19%	様式第5号3（4）
		求人情報提供の場が受講生と企業の働き方の乖離を防ぐとともに、効果的な機会となっているか。	10			様式第5号3（4）
		IT業界に限らず、AI活用業務に主軸を置いた求人情報の提供を見据え、市内または近隣市町村含めて受講生の受け皿となり得る企業を開拓する戦略およびノウハウを備えた具体的な手法となっているか。	10			様式第5号3（5）
	⑧独自提案	その他、仕様書の趣旨・目的に適した独自の提案があり、効果的なものとなっているか。	5	5	3%	様式第5号4
業務に対する姿勢	⑨説明能力・意欲	理論的かつ簡潔に説明・回答しているか。知識・経験に裏付けられた説得力があるか。本業務に対する意欲が感じられるか。	10	10	6%	様式第3号（3）

合計点 155

・審査は、申請者について、審査項目表に従い、書類審査及び面接審査により評価して行う。

（書類審査）

・書類審査は、委員が申請者から市長等に提出された申請書等を精査し、審査項目表に定める審査項目ごとに、別表に定めるところにより採点して行う。

・委員会は、各委員の採点を集計し、その採点の合計点数により申請者の順位を決定する。ただし、委員の全員が「特に劣っている」と評価した審査項目がある申請者は、その合計点数にかかわらず、最下位とする。

・委員会は、申請者のうち、前項の規定により決定された順位が上位のものから、面接審査の対象となる申請者を4者決定する。

（面接審査）

・面接審査は、面接審査の対象と決定された申請者を面接し、審査項目表に定める審査項目ごとに、事業実施者として別表に定めるところにより採点して行う。

・採点は、書類審査の採点を考慮して総合的に行うものとする。

・委員会は、各委員の採点を集計し、その採点の合計点数により申請者の順位を決定する。ただし、委員の全員が「特に劣っている」と評価した審査項目がある申請者は、その合計点数にかかわらず、最下位とする。

・委員の採点の合計点数が同点の場合は、加重項目（上表点数の下線部）の合計得点が上位の者を選定する。